

令和3年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年9月8日(水)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和3年9月8日(水) 午前 8時56分
閉 会 日 時	令和3年9月8日(水) 午後 2時46分
委 員 長	頓 所 澄 江
委員会出席委員	
委 員 長	頓 所 澄 江
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也 秋 谷 修 川 崎 葉 子 市ノ川 徳 宏
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 0 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 8 1 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 8 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 6 号	令和 3 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 7 号	令和 3 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 8 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 9 0 号	令和 2 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	原案可決
第 9 2 号	令和 2 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	原案可決
第 9 3 号	令和 2 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	原案可決
第 9 5 号	令和 2 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第 9 6 号	令和 2 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	清 水 洋
都市建設部副部長	清 水 千 之
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部参事兼都市計画課長	矢 部 正 樹
都市計画課副参事	藤 村 弥
建築住宅課長	秋 元 宏 康
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶

市街地整備課長	大堀勝彦
市街地整備課副参事	原口均
市街地整備課副参事	田村邦博
都市建設部参事兼道路課長	中根治人
産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎徹

(上下水道部)

上下水道部長	三村正
上下水道部参事兼経營業務課長	高子英江
水道課長	小林弘樹
下水道課長	山崎眞也
下水道課副参事	宮澤祐紀

吹上支所長	細野兼弘
川里支所長	山縣一公

書記	佐伯幸子
書記	中島達也

(開議 午前8時56分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

都市計画課長より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) おはようございます。昨日の議案第88号、一般会計決算認定のところの307ページ、川崎委員さんからのご質問の鴻巣市都市公園[13公園]管理業務委託の中で、都市公園の数と増加の推移、面積の推移ということでご質問いただきまして、一部訂正がありますので、訂正させていただきます。

都市公園として平成29年4月1日から令和3年4月1日までの5年間で6か所開設し、1か所地権者に返却しましたという答弁を申し上げましたが、都市公園としては8か所増加しましたということです。その都市公園の中の内訳の中に借地公園の用地取得したものが含まれておりませんでしたので、正しくは、内訳として、平成30年4月1日追加分として吹上本町1号公園0.06ヘクタール、その次の雷電1丁目公園0.03ヘクタール、こちらのほうが用地購入したものです。それから、令和2年4月1日追加分としては変更ございません。それから、令和3年4月1日追加分として広田3号公園0.33ヘクタールと、昨年度購入した天神2丁目公園0.03ヘクタール、こちらのほうが抜けておりました。合計で0.66ヘクタールとなります。訂正しておわび申し上げます。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

次に、議案第92号 令和2年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、幾つか質問をさせていただきます。

まず、資料によるのですけれども、議会運営委員会請求資料の9ページのところで、北新宿第二土地区画整理事業総事業費進捗率は令和2年度末現在で70%というふうになっているわけなのですけれども、これは昨年9月議会の決算認定での質問では、見通しとして事業進捗64.5%の見通しであったという答弁であったと記憶しているのですが、今回70%となっております。その分事業が図られたということだと思いますが、その理由について伺います。64.5%という進捗の見込みということの答弁があったわけなのですけれども、結果的に令和2年度末現在で70%の進捗率だと資料に示されているわけなのです。ですから、当然事業が図られたのだらうと思うわけなのですけれども、どの事業がどの程度図られたのかということについて伺います。

(市街地整備課長) 進捗率につきましては、総事業費の進捗率でお示してございます。金額につきましては……ちょっとすみません。休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時07分)



(開議 午前9時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課長) 事業が伸びた理由でございます。事業費につきましては、昨年度途中で補正等をいただきながら社会資本整備総合交付金、こちらを大きく増加させていただきました。令和元年度につきましては、国費ベース1億1,762万5,000円の歳入がございましたが、令和2年度につきましては1億8,417万6,000円の歳入がございました。このことから、次年度、令和3年度にやる事業分を前倒しを行って事業を実施したことから、予定よりも進捗率が増加させていただいたところでございます。以上です。

(川崎) 事業終了の年度が4年度に迫っているわけですが、どの程度まで事業進捗が進むと考えているのか伺います。また、事業の延長の申請

は考えているのかについても伺います。

（市街地整備課長）進捗につきましてでございます。令和4年度末の事業進捗につきましては、予算策定をこれから進めることであるため、事業予算が現在未定の状況です。そのため、具体的な進捗上昇、そういったものについて現在お示しをすることができかねますが、現在ご審議いただいております本補正予算成立後、こちらにおける令和3年度末の総事業費進捗率、現在見込みとしましては76%程度に上昇するのではないかとということを見込んでいます。

あと、もう一つのご質問、事業の延長についてです。現在の事業期間、令和4年度末ということになっております。今後、事業期間の延伸、こちらを検討している最中でございます。

以上です。

（川崎）本会議でも質疑がありましたが、ページ数でいうと516ページ、517ページでしょうか、今の説明もありましたけれども、特別保留地についてお伺いをいたします。2年度で5画地、約72平方メートル、特別保留地の売払いがあったということですが、どのような状況だったのかを詳細に伺います。

（市街地整備課長）令和2年度において売却となりました特別保留地、こちらにつきましては登記簿面積と現地測量による面積で誤差が生じた土地、私どものほうでは付け保留地と俗に呼んでいる内容なのですが、こちらで隣接する地権者に買取りをしてもらう保留地でございます。5画地とも間口は最小で6センチ、あるところでは6センチ、最大で2.8メートルの間口です。奥行きにつきましては、隣接地との状況で買い取っていただく、隣接地の状況で奥行きにつきましては対象地と同様の長さとなっている土地でございます。実際には、隣接地との間にある細長い土地、そのようなイメージをいただければと思います。それで、対象となる方以外では、使用利便がない保留地でございます。

以上です。

（川崎）そうしますと、単価についてはどのような考えなのでしょうか。要するに保留地で当然まとまった保留地として売るのはありませんの

で、その単価の考え方というのはどうなのですか。

（市街地整備課長）単価に関しましてお答えいたします。

令和２年度において売却となりました特別保留地、一般的な保留地価格に補正をかけて価格を減じております。

以上です。

（川崎）それでは、保留地の用途について改めて伺います。要件等あるのかということをお伺いをいたします。もっと言うならば、複数の画地購入をするケースというのも当然あるのかなと思いますけれども、そういうケースがこれまであったのか、また想定をしているのか、住宅用以外の用途は想定しているのかということを含めまして、この保留地についての用途についての考えを伺います。

（市街地整備課長）保留地の用途ということでございます。令和２年度において売却となりました特別保留地は、全てご自宅の一部となる宅地でございます。また……住宅以外の用途の関係でよろしいですか。

（はいの声あり）

（市街地整備課長）申し訳ございません。住宅以外の用途につきましてでございます。保留地は宅地として引渡しを行う、自己の用に供することが条件がございます。建築物の用途や目的につきましては、都市計画法や建築基準法などの他の法令により可能なものであれば、特段の問題はございません。過去の例といたしまして、保留地売却をいたしましたところで北新宿地内では集中プロパンガスの保管施設、これは実はそこに供給しているサイサンさんがやっているところを保留地売却、買取りをいただいております。また、保育園、きずなっこガーデンナーサリー、民間の保育施設、そちらも保留地を購入されて、建物を建てて運営されております。また、北新宿生涯学習センター、こちらの一部につきましても保留地を購入いただいている状況でございます。

以上です。

（川崎）本会議で説明があったかと思いますが、PRがぜひもっとするべきではないかということで、私も委員会で提案をさせていただきました。その際、具体的に北鴻巣の駅前のUR団地ですとか、非常に

多くの世帯も住んでおりますので、そういうところにポスティングというのは効果的なのではないかというふうに委員会で提案をさせていただいたことがありまして、本会議では幾つかその周知の方法としまして具体的に北鴻巣駅前のUR住宅にポスティングを行ったという説明がありました。その詳細について伺います。

（市街地整備課長） 昨年になります。PRとしまして北鴻巣駅前パークシティ、URの賃貸住宅になります。そちらに昨年12月、約800軒程度、こちらにポスティングを行いました。そちらの住宅を選んだ理由といたしまして、同じ鴻巣地内で比較的本事業地域に近隣する大規模のマンションであり、建築後30年以上経過していることから、住み替えを検討している方、こういった方がいるのではないかと、そういうことを見込んで保留地のチラシ、広告をポスティングさせていただいたところでございます。

以上です。

（川崎） 効果がどうだったのか伺います。

（市街地整備課長） 効果につきまして、実際保留地の売買契約に至った方のご住所、当然こちらのほうでは把握してございます。問合せがあった方全てのご住所をちょっとお伺いしていることではございませんが、当該住宅にお住まいの方とのやり取りがあったか、そちらについては、詳細はまだ記録がちょっと残っていない状況でございます。

以上です。

（川崎） なぜ効果を聞いたかといいますと、こういうことを事業の延長ということも考えていると、検討しているということでありましたので、どちらにしても積極的なPRを今後もやっていく必要があると思うのです。そこで効果ということでお伺いをさせていただいたわけなのです。費用対効果ということにもなってくるわけなのですが、来年度にどう生かしていくのかということでの考えを伺います。この場所のみならずですけれども、全体的に広げてということもあるでしょうし、吹上にもあるのかな、そういう賃貸住宅もあるでしょうし、様々あるかと思うのですけれども、その今後の検討ということについて伺います。

（市街地整備課長） 保留地の販売 P R、こちらにつきまして、個別に実施しましたチラシのポスティング、そういったものについて、なかなか契約に結びついている例がないのが正直なところでございます。一方、今までに契約した実績の方、そういった方などの情報を聞き取りしているところによりますと、住宅メーカーからの紹介により契約に結びついている例というのが多分でございます。こちら北新宿、広田、両方保留地持っておりまして、事業費用の一部として当然のことながら販売を促進していかなければならないかなと思っているところで、今まで熊谷に2か所、住宅展示場ございます。また、上尾にも総合住宅展示場ございまして、そちらのところに保留地の売却していますよというチラシを置かせていただいている。そのほかに各入っている住宅メーカーさんにご紹介についてチラシをもちながらご案内を申し上げているところなのです。そういった例から販売に結びついているというのが聞き取りの中であるものですから、今年度につきましては住宅メーカーさんへの P R というのを広めに、もうちょっと広げてやっていきたいなというふうに考えております。一つの方角としましては、川越、鶴ヶ島とかの契約者もいらっしゃいますので、川越の住宅展示場、たしか2か所ございます。また、久喜菖蒲、そういったところにも住宅展示場ございますので、少し範囲を広げて P R 活動を実施していきたいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

（川崎） その周知については、埼玉県内ということにとどまるのかということをお聞きしたいのです。というのは、結構東京から来ている人もいます。高崎線で1本で来れるということもありまして、今さらに広げていく考えというお話がありましたけれども、さいたま市のほうにも、浦和のほうにも住宅展示場あったかなと記憶しておりますけれども、そういう南のほうというのでしょうか、要するに東京方面と、要するに埼玉県内にとどめての周知ということを考えているのか、東京まで広げるという考えがあるのかについて伺うとともに、埼玉県内で今一生懸命取り組んでまいりますというお話ありましたけれども、具体的に高崎線

のもっと東京のほうにたどっていくというか、そういう駅を狙っていくというのでしょうか、そういう考えについてはどうなのでしょう。伺います。

（市街地整備課長）ただいまのご質問の中で東京のほうまでということをお話ありましたが、現在のところは埼玉県内で考えております。また、どこまでという範囲につきましては、さいたま市等にも当然住宅展示場、コクーンのところ、奥のほうだかございます。ただ、さいたま市とこちらでは若干ちょっと違うのかなというふうな考えもございますので、北よりも南のほう、東、ちょっと範囲を広げる話ではございますが、先ほど申し上げましたように久喜菖蒲のほう、または川越の辺りまでを一つの区切りとしてPRの活動をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

（秋谷）通告していたのはおおむね川崎委員の質問の中でお答えがあったのだけれども、結局保留地の販売だけに限ると、その進捗率はまだ5割もいっていないではないですか。結果的に先ほど保留地を販売する手だてについてもご説明のあったところなのだけれども、事業、令和2年度の事業を進めて、その中で保留地販売をどんどん、どんどん進めていくに当たっての課題というのは何かあったのでしょうか。おおむね事業費としての進捗率はもちろん高まったのだけれども、何かしらどうしても先に進めることのできないような課題というのは見つかったのでしょうか。

（市街地整備課長）保留地販売に関する課題でございます。昨年度ちょっと売行きが悪かった、確かに昨年度におきましては北新宿、一般の保留地の売却が実はゼロです。多少なりの問合せ等はいただいているというお話があったのですが、契約には至っていない状況です。恐らくコロナ禍による影響ではないかなというふうには推測しているところではございますが、徐々に実のところを言いますと、明るい兆しというのでも現在のところ見えております。北新宿販売している保留地でございますが、実は今年度に入って1件ご契約いただいております。あと1件、もう1

件につきましては、実は申し込みいただいたのです。今現在事務処理手続中で、売却決定までにはまだちょっと至っていないのですけれども、今販売している保留地のうち2画地売却かなということで今現在考えております。少しずつ明るい兆しが戻ってきているところではございます。また、社会一般的な流れ、景気、そういったもので販売について左右されるところがございます。そういったことから、そのときそのときの課題というのは確かにあるとは思いますが、特段の障害というのはいないのが現状でございます。

以上です。

（秋谷）今年度の先ほどの決算の説明の中で、社会資本整備総合交付金が多めについたので、事業費の進捗が図られた部分があると、要は道路であったり、そういったところだと思えるのだけれども、結局その社会資本整備総合交付金と、あと一般会計の繰入れ、あとは保留地の売却収入で物事は進めていかなければならないわけだけれども、今国のお金のつき方はいいではないですか。それで、市のほうも比較的突っ込んでくれているような状況の中で、どんどん、どんどん道路、今回でいうところの事業費の進捗に保留地の販売がついてきていない状況でしょう。この先もこういう状況で続いていくような形になるのですか。それとも、どこかでその保留地の部分を総事業費の進捗率に近づけるような、要は予算の見通しというのかな、今後の、そういう形になるのかな。道路ばかりどんどん、どんどん造って、区画を分けてしまえば比較的売手は幾らでもある。幾らでもあるというのも変な言い方だけれども、幾らお客さんが来てもいいような状況になるではないですか。そういった方向で物事を考えていくのかな。その辺りの進め方なのだけれども。

（市街地整備課長）実際のところ、事業費の進捗率、そちらと保留地の処分率、確かに保留地のほうが事業進捗に関して使用収益開始した後になりますので、遅れて保留地の売却が進んでくるといった形ではございます。今後そこら辺、どの形でイーブンに近づけられるのかというのは、まだ現在なかなか想像がしづらいところではございますが、若干事業費の進捗に遅れながらというのがやっぱり本来理想の処分率ではございま

すので、今後内容について、その処分率との関係につきましてもいろいろ内部で検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第92号 令和2年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第93号 令和2年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 通告出しておりますけれども、北新宿の説明のときに大体分かった部分があります。周知、あとあるいはポスティングなどについては同じと考えてよろしいですね。

(市街地整備課長) 周知方法につきましては、同様となっております。

以上です。

(川崎) それでは、これ北新宿でも聞きましたけれども、この広田でもお聞きしたいのが保留地購入後の用途について伺います。

(市街地整備課長) 広田のほうですが、こちらにつきましては、現在調べた限りでは一般の住宅でございます。北新宿同様、やはり建築基準法や都市計画法、その他関連法令であれば他の建築物等も可能というふうに考えてございます。

以上です。

(川崎) 要するにこれまでの例では住宅以外の用途はないということでしょうか。

(市街地整備課長) ちょっと調べたところだと、住宅以外はございません。

以上です。

(川崎) それでは、事業の進捗率についてと今後5年の延伸を検討しているということであったかと思えますけれども、今後の事業についての考えを伺います。

(市街地整備課長) 昨年になります。5年の期間延伸を行いまして、昨年12月8日に事業計画の変更、認可、公告を行いました。それにより終期、完了の終わりなのですが、令和8年3月31日までとしたところです。事業完了となる令和7年度末になります。そちらの完了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(秋谷) それでは、通告してある内容でお伺いしますが、まず1つが、令和元年度の決算時の総事業費での進捗率は約88%だったのが、今決算時の総事業費での進捗率は逆に下がって、約87%になったその理由をお伺いをいたします。

(市街地整備課長) 事業の進捗率につきましては、総事業費での進捗率をお示ししているところです。先ほども川崎委員のご質問でもありましたが、令和2年12月に事業計画の変更を行わせていただきました。その際に総事業費の金額につきましては、従前33億円、それから今回の変更に伴いまして34億3,000万円と事業費のほうも金額修正させていただいた

ところでございます。それに伴いまして、令和元年度末の数字でございますが、計算上29億920万6,000円割る33億円ということで約89%。今回につきましては、29億7,964万6,000円割る34億3,000円ということで、約87%。数字の事業費上は伸びているのですが、分母となる総事業費が変わってしまったため、一時的に総事業費進捗率、それが減少した数字となっております。

以上です。

（秋谷）その総事業費が1億3,000万増えたというお話なのだけれども、それはどんな理由なのでしょう。1億3,000万増えてしまった理由。

（市街地整備課長）区画道路工事費、そういったものに物価上昇、当然かかってまいります。そういった物価上昇分で道路築造費、主立ったもの、細かなものではなく主立ったものはそういった工事費が物価上昇によって増えたというのが現状でございます。それにより事業費が増えているというのが主な要因でございます。

以上です。

（秋谷）物価がもちろん上がるのは分かるのですけれども、原材料費とか人件費とか上がるのは分かるのですけれども、1億3,000万円上がるというのは、残りの、事業費ベースですよ。事業費ベースで残りの12%なわけではないですか、前年度の決算だと。それで1億3,000万円上がってしまうというのは結構多いようなイメージなのだけれども、純粋に原材料費であるとか人件費、そういった物価上昇だけで捉えたら、説明なのだけれども、本当に残り十何%の部分でそんなに上がるわけ。

（市街地整備課長）主立ったものということで、工事費等ということでお話をさせていただいたところです。そのほかに換地処分にかかるときの業務費だとか、また人件費が加わってくる内容等もございますので、そういったものも含めますとやはり物価上昇、そういったものが大きな起因ではないかというふうに考えております。

以上です。

（秋谷）あとは、事業計画、先ほどお話があったように令和7年度末まで、そこまで要は計画引っ張って、そこで何とか区切りをつけたいとい

うことなのだろうと思うのですけれども、まず残り、保留地が14画地残っているらしいのですが、それをその令和7年度末までに販売が完了できるというふうに見込みが立っているのかな。まず、その辺りを聞こう。

（市街地整備課長）保留地でございます。現在、資料によりますと残りが14画地ということとなっております。ただ、現在の状況でございます。実は今年度に入りまして4画地の販売を8月末までに行いました。残りが10画地。最新情報ですと、現在の状況は残りが10画地となっております。事業を終了するまでにできるだけ完売できるようにこちらもPR、そういったものなど工夫して進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

（秋谷）昨年だったか、おとしだったか、この事業を進めていく上で課題というのかな、1件の相続が発生してしまって、その相続されたご子息と色々な話をしているというお話があったのだけれども、その辺りの課題については進展がありましたか。

（市街地整備課長）過去の委員会質疑等で1件、相続によってということでお話をした経緯がございます。その後、まだ現在のところは相続人と交渉中でございます。

以上です。

（秋谷）その交渉が、例えばですよ、どこまで引き延ばされてしまう、引き延ばされてしまうという言い方もちょっと変な言い方だけれども、まとまらないとすると、例えば、極端なことを言えば令和7年度末までにまとまらないおそれというのもゼロではないわけではないですか。そうなってくると、区画を販売する部分に与える影響というのはどれくらいあるものですか。

（市街地整備課長）確かに影響、当然話がまとまらなかった場合には影響というのは多分でございます。また、事業完了またできないという状況でございますので、またさらにはという話が、期間の延伸等もさらにはという形あることと思われませんが、ただ現在のところは事業完了に向

かって粘り強く対象となる方と交渉のほうを重ねていきたいなというふう
うに考えております。

こちらにも積極的にアプローチ、コンタクト
を取りながら、事業実施に向けてご理解いただけるように努力していき
たいと考えております。

以上です。

(秋谷) 自分で認識している広田の課題というのは今のところそれしか
思いつかないのだけれども、ほかにこの事業を進めていく中の課題とい
うのはあるのでしょうか。

(市街地整備課長) 事業を完了するまでには、個々の当然今の事業地
が相続の方との交渉で事業実施に入れられない状況というのが一番大きな懸
案の一つでございます。その他については、細かいところは今後出てく
ると思います、主立ったものを現在のところ解消できるように交渉
のほうも進めていきたいというふうに考えております。ほかにつきまし
ては、特段ちょっと現在は、細かいところについてはあるというのは思
いますが、個々に小さいものでございますので、現在のところはちょ
っと申し上げるという形ではないという状況でございます。

以上です。

(市ノ川) 数字のことは聞きませんから。今秋谷委員と川崎委員の中
での話にありましたけれども、北新宿も広田もこれだけの事業費をかけて
市が整備して宅地にして、さあ、どうぞって言っているわけなのですけ
れども、これから何かもっと売れるようにPRする点であるとか、その
作戦と言っておかしいですけれども、そういうものはお持ちなのでは
しょうか。早く売れてしまえば早く売れたにこしたことはないと思うので

すけれども、どうですか。

(市街地整備課長) P Rにつきましては、当然今までもホームページ等を活用しながら当然やっているところでございます。現在のところ、P Rに向けては今までの状況をいろいろ考えながら、適宜P R方法について模索をしながら進めていくのが現状でございます。今後につきましても、いろいろまたお知恵等あり、ほかの自治体でもやっているP R等もあればそういったものも参考にしながら、取り入れるものは取り入れながらP R、進めていきたいと考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第93号 令和2年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時54分)



(開議 午前10時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第87号 令和3年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（秋谷）コロナ対応なので、今回のお金のやりくりは、一般会計からも入ってくるので特別異論はないのだけれども、実はつい何日か前に我が家の8月までの検針は済んでいるのかな、そうすると10月、11月の検針分が要は対象になるという理解でいいのでしょうか。10月検針の人はその対象の2月と、11月対象の人は10、9と、そういう理解でいいのですか。

（上下水道部参事兼経營業務課長）委員おっしゃるとおり、検針は2か月に1遍、各家庭に出向いて検針をやっております。今回の10月検針分は8月、9月使用分、11月検針分は9月、10月使用分となっております。以上です。

（川崎）それでは、10月検針、また11月検針ということですがけれども、これ地域分けて行うということですよ。その地域がどのように分けられるのか、10月検針はここ、11月検針はここということが分かりますか。

（上下水道部参事兼経營業務課長）地域では特段定めがなく、入ってきた、加入した月にもよりますので、地域で特段な定めはありません。検針員が約18名おまして、奇数月、偶数月ということとその対象になる家庭にそれぞれの検針月にお邪魔しているという形になっております。以上です。

（川崎）地域は関係ないということでもいいですね。ちょっと考え違いを私しておりました。

新型コロナに対応ということで、これ昨年鴻巣も早い段階で水道料金の基本料金の免除を行いまして、市民の方から大変喜びの声を私も多くいただきました。今回は、だから3回目という形になりますけれども、当然今一般財源からということですが、後に地方創生臨時交付金を充てることになると思いますが、どのような形になっていくのか、その流れに

ついて伺います。

(上下水道部参事兼経營業務課長) 今回、昨年やった水道料金減免に関してはとても市民からの評判がよいとアンケート結果にも出ておりました。今回の減免の実施に際しては、まずは一般会計からの繰出金を財源として行います。現在、一般会計のほうで国に対して地方創生臨時交付金を申請しているところでございます。昨年と同様に交付対象事業でもあることから、決定の状況に応じて、承認された際には一般会計の中で財源として充当があると考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第87号 令和3年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 令和2年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) では、笠原地区、笠原第二地区、郷地安養寺地区、上会下地区

のそれぞれ処理区域内世帯数と処理区域内の人口を伺います。

（下水道課長）お答えいたします。

令和２年度末の笠原地区の処理区域内世帯数と処理区域内人口はそれぞれ354戸と921人でございます。続きまして、笠原第二地区は同じく317戸と825人、郷地安養寺地区に関しましては273戸と710人、上会下地区に関しては103戸と259人でございます。

以上です。

（川崎）これ昨年度の９月議会で最適整備構想機能診断調査の結果、年数の経過で腐食の箇所など幾つか修繕しなければならない箇所があり、更新計画を立てていく必要があるということでありましたけれども、その後どのように修繕及び更新計画という状況になっているのか伺います。

（下水道課長）令和２年度に笠原第二地区の管渠部分の機能診断調査を行いまして、必要となる４施設の機能診断が全て終わったために、これを基に最適整備構想を策定いたしました。この最適整備構想の中で各施設の更新すべき機器等の種類と更新時期を明確にいたしまして、更新計画を立てています。また、交換する部材、フロートとかですか、そういった部材が少額の場合には、その都度随時修繕して行っております。

以上です。

（川崎）では、次ですけれども、令和元年度と比較しての有収率をお聞きするとともに、その原因について伺います。

（上下水道部参事兼経營業務課長）有収率になりますが、まず令和元年度の有収率は82.3%となっております。また、令和２年度につきましては86.8%となっております。

以上です。

（下水道課長）すみません。原因に関してなのですけれども、これ昨年度と比較して年間の降水量がとても少なく、農業集落の管路への浸入水等が抑制されたことと加えて、近年の今の生活様式の変化等がございまして使用水量の増加があったことが影響しているのかなというふうに思っております。

以上です。

(川崎)では、最後ですけれども、現時点での包括業務委託の状況について伺います。

(下水道課長)農業集落排水事業の4つの処理施設は、地区ごとに処理方式が異なっております。それぞれ異なるシステムで維持管理の手法が違っているので、これまで1業者による包括契約は難しいものかなと考えておりましたけれども、昨年度末より長期継続契約により笠原と笠原第二クリーン施設の2施設と郷地安養寺地区の1施設については同一の業者の受託による保守点検を実施しておりますので、次回の長期継続契約の発注のときにはこの3施設を一括して委託をかけて経費の削減を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

(秋谷)466ページの不納欠損額と収入未済の発生理由をお伺いしたいのですけれども、不納欠損については5年経過ということだから、時効になるのかな、それは分かったのですけれども、収入未済の発生理由とその見通しをお伺いしておこうか。

(上下水道部参事兼経營業務課長)収入未済額の発生理由としましては、現年度分につきましては納付の遅延によるものと考えております。料金徴収業務委託をしておりますので、督促や催告により、ほとんどの方は翌年度には収納されている状況でございます。

以上です。

(秋谷)そうすると、現年度分が督促で翌年入ってくると。そうすると、滞納繰越しで15万9,000円か、この収入未済というのは一体何年前のものなのだろう。

(上下水道部参事兼経營業務課長)今お話のあった15万9,060円の内訳なのですけれども、年度別にはちょっと手持ち資料がございません。こちらに関しましては、積み上げとなっておりますので、過去でいきますと平成26年度からの未納額が積み上がったものと考えます。

以上です。

(秋谷)先ほど不納欠損が平成27年から5年経過で欠損になったのだから

ら、平成26年というのはあり得ないよね。ちょっとそこ。

（上下水道部参事兼経營業務課長）失礼いたしました。訂正でお願いいたします。委員おっしゃったとおり、28年度からの積み上げとなっております。失礼いたしました。

（秋谷）川崎委員の質疑でやり取りが分かったところは削除します。それで、最後というか、大きな枠でちょっと1つ質問をしたいのですが、これは前々から私何度かご指摘をしてきたところなのだけけれども、監査委員の意見書の中で農業集落排水事業の概要というのが30ページに出ているわけなのだけけれども、処理区域内人口は平成30年度、元年度、令和2年度とだんだん、だんだん減ってきているわけではないですか。そうすると、ちょっとあまりこういう表現よくないかもしれないけれども、該当エリアは調整区域だから、なかなか人口増加というのは今後も見込めない。逆に言うとどんどん、どんどん人口減少するペースはもしかしたら速いかもしれない。そういう点を踏まえて、今後の農業集落排水事業の考えというのを伺いをします。

（下水道課長）人口減少に関しましては、全国的に、鴻巣市に限った話ではなくて、また農業集落地区についてもやはり減少していく傾向ではございますので、この地域の処理施設を維持していくにはやはり維持管理のほうを我々としては削減というか、そういったものを行っていかなければならないのかなと思うのですけれども、将来的にはやはり施設の老朽化に伴う更新や改築にかかる建設コストや人口減少等による収入の減少も考慮した方策を取らなければならないというふうな中で、この中でも維持管理費を削減する方策を取る必要があると思われるのですが、現状今考えられるのは、現状のシステムを維持していく、あとは地区を統合する、あとは上会下地区を除いて公共下水道への接続を考える、あとは合併浄化槽への切替えをお願いするという4つの選択肢があるかとございます。現状維持といたしましては、今回策定いたしました最適整備構想の結果の中から各施設にかかる建設コストを、随時壊れたものを順次直していくよりも、平準化を図って、その都度改修、修繕を行うよりも、およそ2.7億円の削減が図れるというふうな結果も出し

ております。また、地区の統合では、処理施設間を連絡管等をつなぐことで幾つかの処理施設を閉鎖させることができることで維持管理費を削減することができるだろうと。同様に、公共下水道へ接続するという策も処理施設を閉鎖することができるということになります。あとは、合併浄化槽への切替えによって個人で今後維持管理をしていただくというような考え方もございますということで、いずれにしてもちょっと現段階ではそれぞれ課題があるということで、今後検討を行って、なるべく早めにそういった方針を定めて、よりよい方策を確定させていきたいかなと思っております。

以上です。

（秋谷）前々からいろいろ質疑をしていく中で、今言った対策というか、今後はそういった、どれかというのではなくて、いろんなものを組み合わせて、場合によってはやっていくのだろうけれども、そんなに時間的いとまはないのではないのかなと思うのです。例えば郷地安養寺を公共下水道につなぐことを決めたとしたって、すぐすぐにそれが、ではぱんとなげばいいのかという話ではないだろうし、あるいは笠原の第一と第二をどちらかを接続して、どちらかを止めるにしたって、やっぱりその接続するなり、あるいは機能自体の問題とかも場合によっては出てくるのだから、だから早めに物事を決めて、それに対するいろんな算定というのかな、準備をしなければならない。大体いつ頃までにその物事を決めていくおつもりなのだろう。

（下水道課長）例えば公共下水道につなぐとなると、鴻巣市でつなぎますよと言ってつなげるものではないので、県の流域との協議を重ねて、あと全体計画の中に農業集落排水の地区を入れていかなければいけないということで、そういった数々の協議もございますので、実際に全体計画の見直しというのも県とか国、上位計画のほうでそういった方策も立っていますので、早めにというところはあるのですが、そちらのほうの計画のほうが決まらないうちのほうとしては一応準備はし始めてはいるのですけれども、いつ頃というのにはちょっとまだ申し上げにくい部分はございます。あと、今使っている施設があとどれ

ぐらいもつのかという話になるかと思うのですが、機械のことなので、ちょっといつというのは、はっきりは申し上げられないのですけれども、今回の最適整備構想と機能診断を行った中で、あと五、六年は、細かいメンテナンスで部品の交換とかは必要になるのですけれども、五、六年は大きな改修工事はなくてもいけるであろうというふうには算段していますので、少なくともその辺ぐらいで何かしらの方針等を定めて、それに進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第90号 令和2年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第95号 令和2年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時11分)



(開議 午前 11 時 24 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(川崎) それでは、2 ページの総括のところにもありますけれども、水道基本料金の免除 4 か月分というのは大変特筆すべきことでありまして、市民から大変助かったというお声をいただきました。当然新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用したと思えますけれども、どのように活用したのかということをお伺いいたします。

(上下水道部参事兼経營業務課長) それでは、お答えいたします。

令和 2 年度の水道事業におきまして、新型コロナウイルスの感染症に係る経済情勢を踏まえ、市民生活並びに経済活動の支援として、公共施設を除く全水道使用者に対して、令和 2 年度は 2 年の 6 月検針、7 月検針、10 月検針、11 月検針分の水道基本料金 4 か月を免除いたしました。そのうち、10 月検針、11 月検針分の 2 か月の水道基本料金の減収分と免除に係る事務委託料を新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、一般会計からの繰入金で補填いたしました。一般会計の繰入金としましては、1 億 1,156 万 6,508 円の内訳としましては 4 点ほどございます。1 点目が水道基本料金の減収額、こちらが 1 億 1,059 万 6,838 円となります。2 点目としましては、ポストイニング業務委託料、こちらのほうが 55 万 1,804 円となっております。3 点目としましては、業務時間外対応業務委託、こちらのほうが 8 万 7,866 円となります。最後、4 点目になりますが、上下水道料金システム免除対応等業務委託、こちらが 33 万円となっております。以上が交付金を活用した経費等となっております。以上です。

(川崎) それでは、次です。有収率が前年度より増加している要因について伺います。

(水道課長) 有収率の増加に関しては、有収率が増加した要因としては、新型コロナウイルスの影響で自宅で過ごす時間が増えたことによる巣籠もり需要による配水量の増加と、併せて有収水量も増加したことが推測されます。こちらは、有収率を算出する際に除かれる無効水量、漏水と

か、あるいは無収水量、こちらは消防用水や管の洗浄作業に使われる水なのですけれども、こちらの変化以上に有収水量の増加が有収率の増加の要因と思われまます。

以上です。

（川崎）次ですけれども、資本的支出のところ、工事請負費の増加につきまして主なものなど、詳細について伺います。

（水道課長）お答えします。

資本的支出の工事請負費の増加に関しては、配水設備拡張費、こちら新設になりますが、区画整理事業の進捗に合わせたJRの南北を結ぶ推進工事や鴻巣川里間の連絡管工事が主な増加理由となります。また、配水設備改良費、こちら布設替え工事となりますが、下水道関連工事に伴う布設替え工事や管路更新計画で挙げられている西中曾根から県道加須鴻巣線までを結ぶ路線の東部都市下水路までの区間の工事等が挙げられます。管路に関する工事請負費全体とすると、新設工事で7件、布設替え工事で7件、新設及び布設替え工事が5件、舗装本復旧工事が5件の合計24件を実施しております。また、原水及び浄水設備改良費では、箕田浄水場の配水池等耐震補強工事と馬室浄水場配水流量パターン制御盤等更新工事が前年度に比べて増額の要因となっております。

以上です。

（川崎）では、最後ですけれども、5ページのところに建設改良工事ということで記載されておりますけれども、配水池等耐震補強工事や鴻巣川里・地域間配水連絡管新設及び布設替え工事などで、自然災害発生時など緊急時への対策についてどのようになっているのかということで、2年度の状況及び今後の見通しについて伺います。

（水道課長）令和2年度は、令和元年度からの2か年の計画で進めてまいりました箕田浄水場の配水池等耐震補強工事も浄水場全体ではないのですけれども、耐震化が一部終わっております。これによって配水池やポンプ井等の一部の耐震化は終了し、また鴻巣、川里の地域間を結ぶ連絡管につきましては、令和2年度と今年度、令和3年度の2か年で鴻巣の安養寺から川里の屈巢の間、安養寺の鴻巣羽生線から特別養護老人ホーム

川里苑を通りまして、J Aほくさい川里中央支所付近まで、合計200ミリで今年度も施工予定で進められております。連絡管に関しては、現在のところ今年度工事を含む、今まで鴻巣吹上間、鴻巣川里間、計3か所の連絡管の施工が終了すると平成30年度に策定しました配水管路更新計画での連絡管に関する計画は終了となります。今後につきましては、耐震化計画に基づき、施設の耐震化、老朽化を進めるとともに、人口減少や節水期等による配水量の減少を考慮し、浄水能力の適正化や耐震化、また更新計画の修正等を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

（川崎）近年の状況としまして、自然災害についての市民の皆さんの不安も大きくあります。そのような自然災害発生時の対策にどのように寄与しているのかということで何かお答えいただけますでしょうか。

（水道課長）令和2年度として、まず先ほど申し上げました、今年度も含めてなのですけれども、連絡管等を施工することによって、震災時等でどちらかの浄水場が使えなくなったときの補助的な役割をその連絡管を通して水が加えられるようにすることと、あと今後については先ほどちょっと申し上げましたように浄水場の耐震化のほうがボリューム的には多くなってくるのかなと考えております。また、そういうハード面ではなくてソフト面でも、昨年度水道のBCP……災害時における鴻巣市水道事業業務継続計画、BCPを策定しまして、職員の配置とか行動に関する計画のほうを策定しております。

以上です。

（秋谷）通告をしてあるので、それに基づいてお伺いしますけれども、まずは基本料金の4か月免除のところなのですが、実際のところ料金は支払いしなくていいのだから、私だって助かった。市民の皆さんもさぞお喜びだとは思いますが、ただ2か月分については一般会計から国のほうのお金を通じて入ってきているので結構なのだけれども、水道事業会計自体から2か月分免除してしまっているわけではないですか。その影響を自分なりに考えると、いろいろ見ていく中では、まず供給単価が下がってしまったこと、それと利益剰余金の合計額が下がってしまう、

つまり来年度、令和3年度以降の資金繰りを結局先食いしてしまっているのかな、そういうような影響が出てしまったのではないかと私は思っているのだけれども、まずそういう理解でいいのかなどうか。

（上下水道部参事兼経營業務課長） それでは、お答えします。

水道基本料金の4か月を免除し、免除に伴う減収は合計で2億2,119万8,054円となり、そのうち1億1,059万6,838円は地方創生臨時交付金の対象となりました。一般会計から補填し、委員おっしゃるとおり、純利益のほうは6,612万7,883円という結果になりましたので、近年の中では最も少ない結果となってしまったかなというところがございます。また、供給単価につきましても、給水収益割る年間有収水量で算出いたしますので、1立方メートル当たりの収益を表しますと令和2年度の供給単価は141.06円、令和元年度は157.84円ということですので、こちらも16.78円の減という結果となりました。水道事業に対する影響としますと、剰余金として……剰余金としての後年度の事業に対する財源の確保がやはり十分に積み上げられなかったことが挙げられます。純利益の減は、後年度の事業に対する財源の確保、いわゆる預金、貯金のようなイメージなのですけれども、それがやはり少しできなかったのかなと考えております。

以上です。

（秋谷）あの当時は、いろんなところでどういう影響が及ぶかというのは、みんなどれだけコロナが広がって、どれだけ我々の社会生活に影響を与えるのかというのは全く想像がつかない中で行ったことだから、ある意味ではやむを得ない理解もあるのだけれども、ただ長いこと水道事業会計見ていた分、自分的にはあのときは何で水道、この2か月出すのだよと三村さんに詰め寄ったときがあったけれども。結局ではその部分の穴を埋めるということも変だけれども、埋めていかなければ後年度の資金繰りの部分がいつまでたっても穴が埋まらないではないですか。それ埋めるのに大体何年ぐらい見ないと駄目なのではないでしょうか。もし分かれば。

（上下水道部長） 具体的に何年というのは実際には出していないので、どのくらいの年数がかかるかというのはちょっと分かりませんが

も、ただ、今、今年度からビジョンのほうの見直しをしていく中で、前回ビジョンをつくったときには、平成でいうと35年、6年あたりには資金ショートしてしまうのではないかという結果が出ている中で、そのデータからすれば当然前倒しにはなってしまうかなというふうな想定はされますけれども、実際のところ今までビジョンをつくったときのそのときの数字と今のところちょっと数字の差はかなり出てきているところもありますので、これからその見直しをしていく中で資金計画をもう一度見直しして、ではどの時点で資金ショートになるのか、そうするとではどの事業ができないとかって、そういった計画を再度やっぱり考え直さなくてはいけないかなと思っておりますので、一応今年度からつくり始めるビジョンの見直しの中で十分しっかりと検討していきたいなというふうに思っております。

（秋谷）そこら辺の質問は後にしようと思っっているので、ではその部分についてはいいです。

それで、次が6ページの業務量のところでちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほど川崎委員の質問の中で有収率の前年度より1%増えたというのは巢籠もりの需要だということは理解ができたのですけれども、問題はこの有収率をどのくらいまで要は高めることができるのだろうかというのが私の疑問なのです。いろいろどうしても消防であったり、あるいは地下に埋まっているものだから漏水が全部透視して見えるわけではないので、多少なりとも下がる部分というのはやむを得ないだろうとは思っただけけれども、それにしたって有収率が少しでもいいにこしたことはないわけだから。近隣自治体の要は水道事業をやっているところ、みんなどこだってやっているのだから、その近隣と有収率の比較なんかをして、もしどれくらいまで高めることができるのだろうかというのがもし示せば示していただきたいのですけれども。

（水道課長）有収率は、年間当たりの料金収入となった有収水量を配水量で除した割合でありまして、有収率が高いほど配水した水が効率よく水道料金に反映されることを示しております。鴻巣で合併後では、平成18年、19年、この2年間で最高の93.5%という数字が出ておりました。

また、水道事業では、料金収入となる有収水量のほかに、先ほど委員おっしゃられましたように、消防用水に計上される無収水量、あるいは地下漏水等で損失してしまう無効水量があることで、有収率が100%になることは難しく、令和元年度になってしまうのですけれども、近隣自治体のデータでは上尾市で92.4%、熊谷市で88.7%、行田市が90.4%、伊奈町が97%、桶川北本水道事業団で92.7%という数字が出ている状況です。鴻巣市として今後有収率をどのくらいまで高められることができるかということなのですけれども、委員先ほどおっしゃられたように、消防用水あるいは漏水等、いろんな条件が重なってしまうために、具体的に幾つを目標にという数字はちょっと申し上げられないのですけれども、今後も効率のよい水運用に心がけて、より高い有収率となるよう努力してまいります。

(秋谷) 今一通りご紹介をしていただいた中の数字的なものは大体真ん中、ちょっとはいいぐらいなのではないでしょうか。ただ、この水道事業会計全体に言えることなのだけれども、先ほど話で供給単価や給水原価の話も出てきたけれども、昔は、県水は値段はそんなに変わっていないけれども、全然給水原価が安くて、うまく回っていたというのかな、その当時はいろんな施設にかけたお金がうまく効率的に働いてくれたおかげで会計自体に与えるいい影響の面が10年ちょっとぐらい前はあったのだけれども、今となってはもう県水のほうが、半分以下になってしまっているわけだから、よっぽど県水100にってしまったほうがいいのではないかなと思ってしまうぐらい。ただ、どうしても災害時のことを考えれば簡単にそうも言い切れないところがビジョンの中でも示されているので、大いに理解しているのだけれども、ただ有収率を高めるために何かしら工夫というものができるものなのではないでしょうか。少しでもその部分がよくなれば、元を取るという言い方も変な言い方だけれども、幾分は事業会計にはいい意味だから、高めるために何かしらの工夫ってできるものなのではないでしょうか。

(水道課長) 有収率を高める上で、先ほどから何度か申し上げさせていただいた漏水等に対する、利益にならない水量を減らすということで、

以前にその漏水の調査の方法をある業者のほうで紹介されて、一度試した、試験的にやってみたことがありまして、それは先ほど言いました漏水量をできるだけ、漏水している場合でも早く、少ない量で修繕に移せるということを目的にやったのですけれども、そのとき残念ながらいい結果が現れなかったということで、それが採用されずに今現在いるのですけれども、そういう形で新たな漏水調査方法とか、そういうのを研究して、やはりできるだけ料金にならない配水を減らしていく方法をちょっと検討していかなければならないかなど。あとは、どうしてもそういう供給単価とかに絡むものとする、実際に老朽化に伴う工事等も今まで、最近また増えてきています。今後もまた増えていく可能性が高いので、その工事に行く前にいろいろ点検等をして、できるだけ大きな更新工事等につながらないような維持管理の仕方等も行っていけば、多少その辺が、給水原価とか、そういうものも向上はしていくのではないかとはいえます。

以上です。

(秋谷) 次が16ページになります。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時48分)

(開議 午後零時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市街地整備課長より発言の取消しの申出がありましたので、許可いたします。

(市街地整備課長) 午前中に行われました議案第93号 令和2年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定、こちらの質疑の中で、秋谷委員からのご質問、今後の課題、懸案におきまして、権利者の近年の動きについてお答えをさせていただきました。—————

の発言の取消し
をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の取消しについて、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、よって発言の取消しは許可されました。
なお、字句その他の整理につきましては、委員長に一任願います。
上下水道部以外の部課長の退席を認めます。
暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時58分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
これより質疑を求めます。

(秋谷) では、午前中からの続きで、16ページの水道事業剰余金処分計算書のところなのですけれども、前年度は利益積立金への処分をしていないのですけれども、今年度3,000万か、利益積立金に処分をするというお話なのですが、その理由を伺います。

あとは、建設改良積立金が4,000万、今年度、2年度か、削られてしまっているわけなのだけれども、そちらへの処分は行わないでよろしいのか。

(上下水道部参事兼経營業務課長) それでは、お答えいたします。
まず、元年度の決算時期のことなのですけれども、令和2年度に水道基本料金の免除を予定しておりましたので、繰越利益剰余金をもって純利益を埋めることとし、純利益を積み立てずに繰越しをまず昨年度いたしました。令和2年度決算においては、純利益が6,612万7,083円、前年度繰越利益剰余金がありましたので、そちらが1億3,930万323円、その他未処分利益、その他処分利益剰余金変動額1億1,000万円の合計の3億1,542万7,406円とまずなりました。こちらのほうを現在利益積立金、資本金への組入れに積み立てることといたしました。建設改良積立金に積

み立てなくても大丈夫なのかというお話ですが、まず今年度の考え方としましては、一応1億3,000万円一旦ございますので、今年度の決算に関しましては建設改良積立金の処分ではなく、将来、今年度もまだ引き続き、今年度の将来の欠損や修繕工事等、また予期しない自然災害等に備えるために利益積立金への積立金ということといたしました。

以上です。

(秋谷) 建設改良のほうはまだ1億3,000残っているから、それは分かるのですけれども、一般的な例えば資本金との関係でいくと、資本金というのはあくまで書面上の数字なだけでしょう。つまり次年度に何かあったときに、それをぱっと取り崩して回せるようなお金ではないではないですか。だから、資本金はある意味現状のままでも、そっちの建設改良なりなんなりというものをしっかりと積んでおいたほうが次年度以降の資金繰りにはいいのだらうなと思ってはいるのですが、現実的にもう回せないということなのかな、もうこの時点で。そういう意味で取るしかないのだけれども。つまり使えないわけだから、生きたお金としては。だから資本金に入れしまうという理解になってしまうけれども、それでいいのですか。

(上下水道部参事兼経營業務課長) 委員のご心配されているとおり、建設改良のほうへの積立てというのが今年度はちょっと控えさせていただきました。ただ今回、利益積立金のほうに積み立てますと、修繕工事等の費用にも使えることから、そういったものも賄えるかなというところで、今年度はこのような形を取らせていただきたいなという考えです。以上です。

(秋谷) 次に、監査委員の決算審査意見書のほうから、4ページのところの業務概況なのですけれども、県水、トータルで全体的に巢籠もり需要で水需要というか、水の供給は多くなったのだけれども、普通だったら県水も増えたら地下水の水量も当然同じか、もしくはウエートによって3分の2と3分の1だったら、それに比して地下水も上がらなければいけないのではないのかなと思うのだけれども、実際には地下水の水量というのは落ちてしまっているではないですか。その辺りの理由を教え

てください。

（水道課長）本市における令和2年度の県水受水の状況としては、受水量が868万2,330立方メートル、配水量に対する受水率が64.8%となっております。前年度比では、受水量が32万4,675立方メートルの増、受水率といたしましては1.4%の増となっております。また、地下水を水源とする自己水量は、470万6,700立方メートルで、こちらも前年度比で10万4,627立方メートルの減少となりました。県水の受水が増加しているのに地下水の水量が減少した理由とのご質問ですが、本市には21本の自己水の水源となる井戸があります。平成29年度に川里にあります川里3号井、平成30年度に吹上地域にあります吹上5号井で、原水の水質の劣化に伴い、取水を見合せております。また、令和元年度では、

———このようなことから、自己水の取水に制限を受けて取水量が減少しております。現在、その減少分を県水で賄うために受水量を増やしている状況であります。今後は、井戸の状況を考慮し、将来に必要な水源を見定めるなどの作業において、県水と自己水の割合についても検討を進めていくこととなります。

以上です。

（秋谷）川里と吹上のところは後で聞きます。箕田のほうのろ過器の騒音、それは今までは逆になかったのが、その箕田の浄水場を補修したことによって、何か機器か何かを入れ替えた結果そういうことになってしまったのですか。今まではそういったことはないですよ。

（水道課長）実際今までもなかったわけではなかったのですが、箕田浄水場の付近が新たに住宅が密集というか、新たな住宅ができておまして、そういう方からもそういう騒音の相談とかというのが出てきている上で、どうしても夜、以前は井戸の運転は配水池の水位によって、水位が減ると井戸が自動的にかかりますという自動運転を行っている関係上、夜中でも水位が低くなると井戸が自然とかかっていた状態

だ。そうすると、先ほど言いましたようにちょっと騒音的な問題が出てきてしまうので、今現行の運転とすると夜9時以降、21時以降は井戸を運転しない設定で運転しているという状況から、どうしても箕田浄水場が一番井戸水を取水している割合が多いところなので、その辺でどうしても減少という方向に行ってしまうのが現状です。

(秋谷) 箕田には結構な投資をしているので、その設備の稼働率というのかな、それが夜間のときにはロスされてしまう。何かしらその対策というものは考えていらっしゃるのでしょうか。

(水道課長) 数字的なものはちょっと、申し訳ございません、今手元にないのであれなのですけれども、箕田浄水場自体、県水も受水しております、井戸水、自己水も取水しているという浄水場であるために、井戸水を減らした分、県水で補うという形が取れている状況ではあります。

(秋谷) 次の質問に行きます。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時10分)

◇
(開議 午後1時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長より発言の取消しの申出がありましたので、許可いたします。

(水道課長) 申し訳ございません。先ほど私のほうから答弁させていただきました——答弁のほうを取りやめさせていただきたいと思います。そこで、改めて原因のほうをまた述べさせていただく形でよろしいでしょうか。

(委員長) はい。ただいまの発言の取消しについて、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、よって発言の取消しは許可されました。なお、字句その他の整理につきましては、委員長に一任願います。

(水道課長) 箕田浄水場の騒音に関してなのですけれども、浄水場の運

転管理として、やはり騒音とか近隣への環境配慮等を考慮して時間のほうの制限を持った形での運転を実施していることによって、井戸水の取水が制限されている、減少しているということになっております。

以上です。

（秋谷）では、通告してあるのの最後になります。同じく監査委員の決算審査意見書の10ページになります。1立方当たりの供給単価と給水原価の状況ということで表にさせていただいているのですけれども、さっきちょっとやり取りの中で私申し上げたけれども、私が一番初めに上下水道の会計見ていた当時というのは、この県水の購入単価よりも給水の原価というのが安かった。だんだん、だんだん施設の老朽化でコストがかかるようになってきて、今や2倍以上の開きが出てしまったわけなのだけれども、この給水原価が下がる、供給の単価が変わらないのだとしたら、水道事業の利益というのは基本的に増えるわけではないですか。だから、その給水の原価をできるだけ、県水以下の時期もあったのだけれども、そこまではさすがに望まないけれども、県水の購入単価に近づけるために、さっき川里であるとか吹上のほうの井戸の水位が下がってしまっているようなお話もあったけれども、その施設を最適化する、あるいはスリム化する、あとはさっき箕田の浄水場の時間の制限かけてしまったわけで効率下がってしまっているわけだ。だから、その効率も高めなければならないよね。そうしないと、水道会計のキャッシュの流れが、上下水道部長が言うように、何年か後にはショートしてしまうという、ショートするということはショートする前に値上げをするか、それともさっき言ったようにどこかの施設をもう諦めてやるかしかもうないわけだから、今後はその辺りをどのようにそれをお考えなのか伺います。

（水道課長）現況の施設について、今後現状のままでいくというのは、言い方はあれなのですけれども、無駄が多少出てしまうということから、施設の最適化やスリム化は今後迎える人口減少社会に向けての喫緊の課題となっております。今年度委託として発注いたしました水道施設整備検討業務委託によりまして、浄水場設備、あるいは合計350ミリ以上とい

う、鴻巣とすると基幹管路と呼ばれている管路の理想的な施設像について今現在検討を進めております。なお、検討では鴻巣市内の施設の最適化と併せて公益化を見据えて近隣市町村の施設等の情報も収集しております、より広い視野で広域連携を実現することでさらなる効率も高められていると考えております。

以上です。

（秋谷）広域連携というお話があったけれども、それは例えば川里エリアでいったら加須とか行田、あるいは吹上エリアでいうと行田とか熊谷、こういったところと給水のあれをつなぐなりなんなりというようなお考えのことを言っているのかな。そこの辺りがちょっとよく理解できていないので、説明を。

（水道課長）今先ほど申し上げました、今年度発注しております水道施設整備検討業務委託の中で、まだちょっと資料の提供を近隣市町村からいただいているというだけで、その資料をもらった上で今後どうしようかというような検討を考えております。ですので、近隣の事業体の浄水場の位置とか、そういうのを資料提供という形で今現在受けている状況になっております。

（秋谷）提供されたとして、我が市にとって一番都合のいい考え方というのと、その近隣市の近い浄水場を利用させていただくということではないのかな。その意味がはっきり具体的に示してもらわないと分からないのです。

（水道課長）現在、その検討の業務委託を実施している最中で、具体的にこうするという目的で資料提供を行っているという状況ではないので、具体的なちょっと今後の方針というのは今現在申し上げられないのですけれども、そういう資料提供という形で今現在は近隣の事業体のほうからいただいている状況というのが現状です。

（上下水道部長）ちょっと補足させていただきます。

広域化については、以前からもお話しさせていただいているところもあるのですけれども、鴻巣市が第9ブロックという上尾、桶北、伊奈町、あと鴻巣市といった中で、その枠組みの中で広域化、広域連携という形

で進めていきたいと思いますということで県のほうからも指導いただきながら進めているところなのですけれども、ただこの枠組み自体が、今後本当にそれでいいのかといったところもある中で、今県のほうで国から水道法の改正によって県でもっと主導で広域化について進めましょうというところの打ち出しが出ているものですから、今年度ビジョン……来年か。来年度埼玉県県のほうでビジョンの改正というか、更新やるので、その中ではある程度出てくるとは思いますけれども、ただうちのほうとしては、先ほど課長が話をさせていただいたように、水道施設整備検討業務委託をやっている中で、あくまで第9ブロックというのは基本にあるかとは思いますが、それ以外にも例えば近隣の行田市さんの状況であったり、加須市さんの状況だということを見た中で、そういう方向もあるのかということも踏まえて検討をしていこうということの中で今進めているところなのです。それなので、先ほど課長のほうからも話ありましたけれども、まだ全然その資料を集めている状態なので、ではどうだというのはちょっとお答えすることはできないのですけれども、現状としては第9ブロックをメインにやりつつも、ほかのところもちょっとどうなのかと模索しているような、そんな状況になっています。

（秋谷）あと、ちょっと参考のために、今の同じ10ページのところの供給単価と給水原価の話なのだけれども、ちょっと近隣自治体の水道事業のその給水原価、あと供給原価ももし調べてあったらお話をいただきたいのだけれども。教えていただきたい。

（上下水道部参事兼経營業務課長）それでは、参考までにということになりまして、大変申し訳ないのですが、今の段階では令和元年度の決算でしかちょっとお出しできないので恐縮なのですが、元年度の近隣市の結果をお知らせいたします。

まず、鴻巣市、元年度、供給単価（令和3年9月14日開催9月定例会まちづくり常任委員会会議録 P1「給水原価」に発言訂正）が158.1円、上尾市156.6円、伊奈町176円、桶川北本水道企業団160.7円、熊谷市145.7円、行田市149.2円となっており、平均値で申し上げますと157.7円となっており、鴻巣市は若干平均よりも高いのかなというところがございます。

また、今度は給水単価（令和3年9月14日開催9月定例会まちづくり常任委員会会議録 P1「供給単価」に発言訂正）でございます。鴻巣市が157.8円、上尾市166.2円、伊奈町192.3円、桶川北本水道企業団168.9円、熊谷市153.7円、行田市が149円となっております。こちらの平均値が164.6円ということですので、鴻巣市は平均値よりも若干低いという形になっております。

以上です。

（秋谷）今の話を聞くと、第9ブロック側を向くよりも、むしろ県東であるとか県北の自治体の方々と協力できるところがもしあるのであれば、我々にとっては大変メリットがあるという理解だよね。そういう理解でいいかな、水道課長。

（水道課長）先ほど部長のほうからも話がありましたように、来年度県のほうで水道ビジョンの改定を予定しておりますので、そういうのを見据えた上で、ただ、今までずっと第9ブロックで話は進めてはきていますので、水道……鴻巣市としては、まず第一に第9ブロックというのは考えておかなければいけない方向性だとは思っております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第95号 令和2年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第96号 令和2年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、3点ほどあるのですけれども、まず1点目、純利益の増加の理由について伺います。

(上下水道部参事兼経營業務課長) 純利益の増加の主な理由としましては、下水道収益において下水道使用料の増、国庫補助金の増加したことが考えられます。下水道使用料は、令和元年度と比較して3,232万5,563円の増、国庫補助金は1,050万円の増となっております。

以上です。

(川崎) また、台風の時期でもありますのでお聞きするのですけれども、西部第3排水区雨水整備事業、雨水幹線管渠築造工事などによる台風の備えの効果について伺います。

(下水道課長) 令和2年度に行った緑町付近については、地形的に低い
ため、周りから雨水が集まりやすく、過去から道路冠水等の被害があつた箇所でございます。工事完了後から現在までに台風の襲来はございませんが、今年7月にかなり大雨が降った際、あの辺の工事箇所を確認したところ冠水等は見られなかったもので、ある程度その辺で効果のほうは見られるのかなと思っております。多分冠水したとしても、水が引くまでの時間が大分早くなったとか、そういった意味でも効果はあると思いますが、今後も注視して見ていきたいかと思っております。

以上です。

(川崎) では、最後になりますけれども、鴻巣市下水道事業経営戦略、鴻巣市公共下水道ストックマネジメント計画、鴻巣市雨水管理総合計画を踏まえ、効率的な事業運営に努めるとのことですが、令和2年度の具

体的な取組内容がどうだったのか、また今後の取組について伺います。

(下水道課長) 令和2年度の具体的な取組の内容といたしましては、鴻巣市公共下水道ストックマネジメント計画に関しましては、令和3年度に行うマンホール蓋改築工事の計画を立てて、また本計画は策定から40年間の計画を立ててございまして、これに基づいた令和2年度分の管渠の点検調査を行いました。また、鴻巣市雨水管理総合計画に関しましては、令和元年度と2年度の2か年で策定を完了しております。まず、今後の取組についてなのですが、鴻巣市下水道事業経営戦略と鴻巣市公共下水道ストックマネジメント計画は、ともに平成30年度に策定しており、策定からおおよそ5年ぐらいを目途に計画の見直しを図る予定ではございます。また、鴻巣市雨水管理総合計画は、令和2年度に策定しているので、おおむねということになりますが、7年度ぐらいを目途に計画の見直しを図る予定ではございます。経営戦略に関しましては、財政面の検討を行うため、これらの下水に関する計画がたくさんございますけれども、そういった計画により発生する財政的な内容を盛り込む形で見直しを図っていただければいいかと思っております。また、計画的な事業推進をどのように進めていくかということになりますと、これら計画は当面中期、長期と長いスパンで計画を策定しており、段階を追って見直しを図りながら、基本的にはこの計画に基づいて事業を進めていく予定ではございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時54分)

(開議 午後2時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) では、通告してある順に沿って質問をさせていただきますが、まずは8ページの業務量のところですが、年間有収率が高まった、先ほど説明の中で雨水の量が少なかったり、あるいは巢籠もりの関係かな、そういったところで高くなって、80.3%と。この有収率なのだけ

ども、雨水のことがあるので、雨水だけは読めないから、今年だって西日本の、一月分が一気に1日、2日で降ってしまったり、そういうような気候状況だから、なかなかどの程度まで有収率というのは上がるのかというのがちょっと私は想像がつかないのだけれども、まずその有収率がどれくらい高められて、あとは近隣自治体であれば雨水の状況は似たり寄ったりなところがあるから、近隣の自治体の下水道事業でいったら有収率というのはどの程度なのかというのをまず1点目にお伺いします。

(上下水道部参事兼経營業務課長) それでは、経營業務課のほうからは、まず有収率の率の近隣市の状況のほうをお答えさせていただきます。また、こちらのデータも昨年の元年度の状況となっておりますが、ご了承ください。

近隣自治体の下水道事業の有収率は、こちら荒川左岸北部流域下水道協議会を構成している5市の平均で出しております。その平均値が有収率70.2% (P40「70.1%」に発言訂正) となっております。鴻巣市は、元年度の状況は80.3%となっております……

(何事か声あり)

(上下水道部参事兼経營業務課長) すみません。失礼しました。元年度だと79.6%となっておりますので、平均値よりも高い、なので良好な状況であると考えております。平均から見ると高い状況となっております。近隣の状況を申し上げます。まず、桶川市75.7%、北本市70.6%、熊谷市61.9%、行田市62.7%となっております。

以上です。

(下水道課長) 有収率を高められるのかというところなのですけれども、まず有収率を向上させるための方策としては、まずは未接続世帯への普及促進活動、これによって有収率を上げていけるといいうのと、あとは下水管路への浸入水を防ぐという管渠のほうの問題と、2つあると思うのですけれども、まず管渠のほうの浸入水を防ぐという部分なのですが、秋谷委員も言われたように、ちょっと下水道の管をどこで水が差しているのかというのはなかなか地表からは分かりにくい部分でございますの

で、やはり中を点検調査するしかないのです、そういった意味では、以前にも委員会でご説明させてもらったと思うのですが、ストックマネジメント計画のほうで点検調査を今管渠のほうも行っています。そういったところで、浸入水が発生するようなところの箇所を見つけて、そこを修繕していくという、ちょっと時間的にはかなりかかる作業にはなるのですが、やはり点検調査というのをやっていかないことにはちょっと浸入水というのはなかなか防ぐのは難しいのかなと思っておりまして、そういった形でストックマネジメント計画を進めることによって少しでも浸入水を防いでいければというふうには考えてございます。以上です。

（上下水道部参事兼経營業務課長）すみません。先ほど答弁させていただいた内容について訂正をさせていただきたく、お願い申し上げます。内容につきましては、先ほど近隣市5市の平均値を70.2%と申し上げましたが、計算を間違えてしまいまして、70.1%と訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

（委員長）ただいま発言訂正の申出がございました。許可することにご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理につきましては、委員長に一任願います。

（秋谷）近隣自治体と比べて有収率が高いのは逆に褒めに感心してしまっているのですけれども、つまりほかの近隣の自治体でいうと、先ほど下水道課長が言ったようなストックマネジメントによる、例えば雨水浸入の調査であるとか、あるいは面整備が整っているところの接続が悪いということなのかな。そう捉えれば有収率は下がるよね、当然そちらの自治体は。それに比べたら我が市はちゃんと雨水の浸入というものをしっかりと調査なりなんなりをして、面整備ができたところにちゃんと接続をお願いができているから、ほかの自治体よりも有収率が若干いいと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(下水道課長) 鴻巣市のほうは、ストックマネジメント計画を30年度に策定して、それから順次計画を立てて調査を行っておりますが、他の近隣市についてはやっているかやっていないかというのはちょっと、ストックマネジメント計画、そちらのほうを策定しているかどうかちょっとまだ分からないのですが、鴻巣市としてはそういった形でさらなる有収率を上げられるように今後も努力していきたいかなと思います。

(秋谷) 逆に去年だったかな、おとしだったかな、下水道に女性の原口さんがいらっしやったときに、たしか雨水が大変、雨が大変多くて有収率が悪かったときがあったのだけれども、その当時と比べたら今の現状ってどうですか。何年か前はそういう状況だったのだけれども。たまたま前年度は雨が少なかったからだけなのかな。

(下水道課長) スtockマネジメント計画に基づく改修というのはまだこれからなので、それによってかと言われると、それはまだないのかなと。今後、調査、点検を始めているので、それでその中である程度業務量が増えてきた段階で一括して補修、改修工事を行うように進めていくので、ストックマネジメント計画の実施の影響というのはまだ出ていないので、単純に雨量が、雨の量が少なかったというところになるのかなと思いますけれども。

(秋谷) あと、一般的って聞いても答えは出ないのかもしれないけれども、先ほど荒川左岸の北部の数値を出してもらったけれども、例えば全国的に見た場合の有収率なんていうものは、平均的なものってもしかしてあります。あれば報告を。なければ後でもいいのですけれども。

(何事か声あり)

(上下水道部参事兼経營業務課長) 失礼しました。それでは、大変申し訳ございません。埼玉県で申し上げます。

埼玉県の元年度の決算ですが、80.9%となっております。

以上です。

(秋谷) そうしましたら、何とか県平均並みに有収率が上がるように努力をお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、18ページの剰余金処分計算書のところなのです

が、先ほどの水道もそうだったのだけれども、前年度のときの処分の割り振りの仕方を自分は参考にして今年度聞いているのだけれども、資本金への組入れの割合が今回ちょっと多いのだよね、昨年と比べたら。昨年は減債積立金のほうが多くて、資本金の割合が多少低かったのだ。今年とは逆になっているのです。この辺りで、私の先ほど話をしたけれども、水道と同じ考え方でいったら、その減債積立金のほうがフロー的には使えるお金だから、そちらのほうが厚いほうが私はいいいのではないのかなと考えるのだけれども、そこら辺が何か今回は逆転……トータルの年度末の減債積立金の量は増えるけれども。その辺りの数字的な組入れについて教えていただきたいのですが。

（上下水道部参事兼経營業務課長）下水道事業に関しましては、こちらの剰余金の処分に関する内訳としましては、基本的にはこちらの純利益の額をそのまま例年減債積立金のほうに積み上げている状態になっておりますので、こちらの金額が、資本金との差異というよりも、減債積立金の金額自体が例年、毎年毎年純利益を積み立てているというようなイメージになりますので、一応そういった流れで基本的にはやっております。

以上です。

（秋谷）そうすると、資金的にショートをするような将来的な見通しというのは、今のところまるで立っていないという理解でいいのでしょうか。

（上下水道部参事兼経營業務課長）先ほどの、ショートするかどうかという問題になりますと、またこちらは経営戦略的な問題になってくるのかなと思います。当面はしっかりと純利益を出していくということを目指し、毎年毎年しっかりと計算をやっていく、経営分析のほうもしっかりと毎年行いながら、しっかりと自主財源というか、しっかりと資金を減債積立金に積み立てて、しっかりと企業債へ返済をしていく、そういった繰り返し、繰り返しの中でしっかりと事業を運営していこうかなと考えております。ただ、長い将来、また事業化等も、そういった今後の計画等もございますので、事業費がどれぐらいかかるのか、こちらのほう

もししっかりと試算しながら、経営のほうをしっかりとやっていきたいなどは考えております。

以上です。

（上下水道部長）下水道の純利益に関しましては、実際のところ今課長が話ししたように、しっかりとやっていかななくてはいけないかなというところはあるのですけれども、下水道の使用料というのがある程度限られている中で、一般会計からの繰入れに頼るところがどうしてもあるのかなというふうに思いますので、その辺を含めてやはり、繰入れがないとやっぱり純利益というのはなかなかどうしても生み出せないというところもあって、一般会計の負担金なり補助金頼みというところもどうしてもございますが、やはり使用料についても今後やっぱりどういうふうにやって運営していくかというのは、繰入れ含めてしっかり検討していかなくてはいけないかなというふうに思います。

（秋谷）次が28ページの西部第3排水区の雨水管渠なのですが、鴻巣西中学校の脇の水路は上尾道路の関係でちょっとの間ペンディングになって、それ以外の大きな雨水管渠については終了ということなのだけれども、でも、現実に市として時間降水量以上のものが降ってしまっている今の気候環境を考えたら、ちょっとこのままというわけにはいかないでしょうと。ちょっと前に、もうちょっと雨水の調整池を考えてもらわなければという話をしたときは、やっぱり市民の方々の理解が得られないのではないかと、そこまで要は時間雨水を計算した上で造っている以上のものを造るというのは、ということのお話で、物事を進めようと思ってもなかなかご理解が得られないと、税を投入するのは難しいだろうという話があったのだけれども、でも現実問題としてもう明らかに気候状態が変わってきているから、雨水の整備計画ももちろんつくっていただいたから、今後は考えていただけるとは思うのだけれども、実情として西部第3については何かしら手だてをお考えしたほうがいいのではないかとと思うのですが、原課としてはいかがでしょうか。

（下水道課副参事）お答えします。

西部第3排水区の雨水整備事業としましては、平成30年度に中堀第1号

幹線が緑町付近まで完成しまして、この路線に関しては幹線はおおむね終了したということで考えております。令和2年度に行いました雨水管渠築造工事は、幹線ではなく枝線と言われます小さい管径のものなのですが、そちらの管渠を既に完了しております中堀第1号幹線に接続するという形で布設を行いました。これによりまして、以前からゲリラ豪雨等の大雨に地形的に冠水することが多かった緑町の雨水を幹線に接続することで冠水のある程度軽減させることができたと考えております。鴻巣市の雨水管理総合計画の中で、当面ではおおむね5年の対策目標に対しまして、どのような対策の組合せによる整備方法が妥当なのかということを検討するとともに、整備スケジュールやどのような優先順位で事業を進めていくか、または対策方針、そういったものを明確にすることで必要なコストや、その中で浸水シミュレーションというものを行いまして、それに基づいた一定規模以上の浸水被害のある重点対策地区というものを設定しまして、大間地区などの西部第3排水区、またはあと上尾道路整備の進捗、そういったものを図りながら、委員おっしゃるとおり、調整池の容量を増やすですとか、あとは調整池の箇所を増やすですとか、そういった見直しや、あと管渠整備によって調査については調査、検討を行いまして、事業化に向けて今準備を進めていくところです。

以上です。

(下水道課長) 補足になるのですがけれども、秋谷委員の言われたように、最近の雨の量が尋常ではないということで、国のほうもやはりそういったところ動き出していまして、多少計画雨量を見直すとか、そういった動きもございますので、そういった中で本市としてできることといたしましては、やはり荒川等の河川がどうしても水位が上がってしまうと内水排除ができないというところがございますので、やはり対策としては調整池を大きくするとか、増やすとか、そういったところはちょっと方針としては出てくるのかなと思うのですが、今後またその辺も踏まえて考えていって、少しでも冠水等のないような、低減できるような方策を考えていきたいと思っております。

以上です。

(秋谷)では、その辺は、上尾道路の進み方が一番影響あるのだろうから、なかなかすぐすぐにといいわけにはいかないけれども、ぜひいろんな調査をお願いしたいと思います。

あと、最後にお伺いしますが、監査委員の決算審査意見書の24ページに、収益性ということで1立方当たりの使用料単価と処理原価の状況が出ているのですが、経費の回収率は2.9%上昇した。先ほど有収率のことをお伺いしましたが、この経費回収率、まず近隣自治体の下水道事業として比較をした場合はどうなのか。まず、その点をお示ししていただきたいのと、あとは処理原価あるいは経費回収率といったその数値をもっと高めるためにはどのようにしていくお考えなのかをお伺いをいたします。2点。

(上下水道部参事兼経營業務課長) それでは、経營業務課からは、経費回収率の近隣の状況についてご説明させていただきます。

また、申し訳ないのですが、元年度決算の状況での比較となります。近隣自治体としましては、荒川左岸北部流域下水道協議会を構成する5市の状況となります。経費回収率、まず桶川市ですが、67.9、北本市が74.2、熊谷市が81.2、行田市が72.7、鴻巣市が元年度で76.4となっております、5市の平均が74.5となっております。なので、経費回収率のほうはややよいほうかなということになっております。経費回収率については以上です。

(下水道課長)さらなる数値の向上を図るためというところなのですが、先ほどと同じ答弁になってしまうのですが、やはり未接続世帯への普及を促進することと、やはり管渠の浸入水を防ぐというところがそれを高めていく、さらなる数字を高めていくには必要なのところかと思えますので、調査、点検を進めながら、そういった箇所を減らしていくような取組を行っていきたいと思っております。

以上です。

(秋谷)経費回収率のところについて、先ほどと同じようなお答えをいただいたわけなのだけれども、ここの部分は逆に、例えば雨水については一般会計からいただいているでしょう。そういう意味では、純粹に下

水道事業の中の汚水処理に対する経費の回収率という考え方ではないのかなと私は思うのだけれども、違うのかな。先ほどの有収率は、当然雨水が流れ込んでしまっていれば下がるといのは分かる。経費の回収という意味においては、お金を、経費だから、それを回収する率のことを言うわけだから、繰り返しになってしまうけれども、雨水については一般会計から補填されているので。ちょっと私の理解が間違っているのかな。ちょっとその辺りのことを教えていただきたいのだけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 7 分)

(開議 午後 2 時 4 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(上下水道部参事兼経營業務課長) すみません。雨水の負担金として一般会計から繰り入れております。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 4 0 分)

(開議 午後 2 時 4 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(上下水道部参事兼経營業務課長) 経費回収率の算出方法につきましては、汚水、雨水という区別がございませんので、一緒くたとしての回収率という形になっております(令和3年9月14日開催9月定例会まちづくり常任委員会会議録 P1 発言訂正)。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第96号 令和2年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決及び認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時46分)